三田ふるさと学習館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第 1 条~第 13 条 省略	第1条~第13条 省略 (指定管理者による管理) 第13条の2 学習館の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。 2 前項の規定により学習館の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。 (1) 学習館の入館の許可に関する業務 (2) 学習館の施設等の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第4条から第7条まで、第9条、第11条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条及び第5条各号列記以外の部分中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。
以下省略	以下省略